

広島大学病院長選考基準

令和 7 年 9 月 29 日

国立大学法人広島大学長

広島大学病院長選考規則第 5 条の規定に基づき、広島大学病院長の選考基準を下記のとおり定める。

記

広島大学病院長は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

1. 医師法に定める医師免許証を有すること。
2. 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有すること。
3. 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有すること。
4. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有すること。
5. 広島大学病院の理念・基本方針を理解し、その実現に向けた強い意思とリーダーシップを有すること。

【広島大学病院の理念・基本方針】

◎ 広島大学病院の理念

わたしたちは、国民の健康と福祉の向上のために、次の理念を掲げています。

全人的医療の実践

優れた医療人の育成

新しい医療の探求

○ 広島大学病院の理念を受けて、以下のことを実践します。

1. 医学・歯学・薬学・保健学の統合による新しい医療の開発と提供に努めます。
2. よく理解できる安全な医療の提供に努めます。
3. 温かい心と倫理観を持つ医療人の育成に努めます。
4. 平和につながる国際的医学教育・研究の展開に努めます。